

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業
プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業

(2) 業務目的および業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 予定価格

22,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加者

公募

4 参加資格

企画提案書の提出時点で以下の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体（JV）であること。

（営業種目）大分類：役務 中分類：各種調査業務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この実施要領に係る手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

5 説明会および質問

(1) 説明会は開催しない。

(2) 質問の受付および回答

(ア) 提出方法

募集内容に関する質問は、様式1「質問票」により電子メールまたはFAXで受け付ける。なお、質問票を送付したものは、その旨を電話にて連絡すること。

提出先：滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

メール：cg02@pref.shiga.lg.jp

FAX：077-528-4808

TEL：077-528-3090

(イ) 受付期限

令和8年4月23日（木）17時00分まで

(ウ) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年4月28日（火）を目途に、県ホームページ
滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > CO2 ネットゼロの取組（温暖化対策）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/342641.html>

にて公表する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ・ 様式2「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業 企画提案書」 5部
- ・ 提案者（共同事業体（JV）で契約する場合は、構成員のうち、いずれか）が別記「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業評価項目」のいずれかに該当する場合は、それぞれの認定等を示す書類の写し 1部
- ・ 共同事業体（JV）で契約する者は、共同事業体協定書の写し（任意様式） 1部

(2) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。）

持参の受付は、9時00分から17時00分まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(3) 提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課（県庁本館1階）

(4) 提出期限

令和8年5月12日（火）17時00分（必着）

7 企画提案書の審査および契約予定者の選定

別添「水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業プロポーザル審査要領」に基づき行う。

8 契約の締結

県は、7により選定した契約予定者と、企画提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

選定した契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

なお、本業務は経済産業省の令和8年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」補助金の交付を受けて実施するものであることから、令和8年度予算の成立以前および補

助金の交付決定の手続きを経るまでは、契約予定者の決定となり、交付決定等の手続きを経たのちに契約締結者とし、契約を締結するものとする。

9 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に係る経費（企画提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。
- (2) 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用することはない。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

10 担当部課および連絡先

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課（滋賀県庁本館1階）
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3090 FAX：077-528-4808
メール：cg02@pref.shiga.lg.jp

水素サプライチェーン構築に向けた拠点整備プロジェクト創出事業 評価項目

項目番号	評価項目・主な着眼点	配点
1	業務全般に関する取組方針に対する評価 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた提案を行っているか。	15
2	(1)水素1次受入ハブとの連携を想定した水素2次需要ハブに関する調査検討 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	15
3	(2)モビリティ分野における水素需要創出に関する調査検討 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	15
4	(3)拠点形成プロジェクト創出に向けた情報整理およびプロジェクト動き出しの促進 ・業務内容を的確に理解し、事業目的に合致した提案を行っているか。 ・本県の実情を踏まえた、具体的で実現性の高い提案を行っているか。	15
5	業務の実施体制 ・業務遂行のために十分な人員体制が確保されているか。 ・県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	10
6	同種業務の受託実績 ・業務を遂行するために十分な能力を有する組織であることを確認できる実績はあるか。 ・担当者について能力を確認できる実績はあるか。	10
7	次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 …評価点の満点(10点) 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点(8点) 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点(6点) 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点(4点) 予定価格の95%以上 …評価点の満点の10%の点(1点)	10
8	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
	・「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
	・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1	
9	・県内に本店を有する事業者か。	4
合計		100